

茨木市立小・中学校校舎等LED照明設備整備に向けた 改修計画等作成業務 仕様書

I 一般事項

1 業務名

茨木市立小・中学校校舎等LED照明設備整備に向けた改修計画等作成業務

2 業務の目的

茨木市立の全小・中学校46校の校舎等へのLED照明設備の整備に向け、従来方式、リース方式、ESCO方式など設計・施工・管理の実施可能な事業方式の比較検討を発注規模、スケジュール、コスト、民間企業参画意向調査等を踏まえ行うことを目的とする。

3 業務期間

業務期間は、契約締結日から令和8年10月30日（金）までとする。

4 業務の実施体制

(1) 受託者は以下の業務実績を有すること。

「官公庁保有施設」もしくは「教育施設（民間含む）」のLED照明設備整備に係る調査・検討・計画・設計に関する業務、又は民間活力導入可能性調査業務

(2) 受託者は、業務を円滑かつ適正に進捗させるため、契約締結後、速やかに業務履行のための適正な人員と体制を整えること。

(3) 業務全般にわたり統括及び管理を行うものとして管理技術者を配置し、その責任において各業務の遂行状況を掌握すること。

(4) 業務を担当する管理技術者は、以下のいずれかに該当する資格及び実績を有し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。また、その者の資格及び経歴を書面にて提出すること。

ア 該当資格

(ア) 一級建築士

(イ) 建築設備士

(ウ) 設備設計一級建築士

(エ) 技術士（電気電子部門（電気設備））

(オ) 技術士（総合技術監理部門（電気電子－電気設備））

(カ) 技術士（建設部門（建設環境））

(キ) 技術士（総合技術監理部門（建設－建設環境））

イ 実績

(1)における企業実績の中で主たる担当をした経験

(5) 業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と市が

みなした場合は、受託者は速やかに適正な措置を講じるものとする。

(6) 業務全般にわたり内容の照査を行うものとして照査技術者を配置し、その責任において、各業務の成果物の内容について技術上の照査をする。

(7) 業務を照査する照査技術者は、以下のいずれかに該当する資格を有し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。また、その者の資格を書面にて提出すること。

ア 一級建築士

イ 建築設備士

ウ 設備設計一級建築士

エ 技術士（電気電子部門（電気設備）

オ 技術士（総合技術監理部門（電気電子－電気設備））

カ 技術士（建設部門（建設環境））

キ 技術士（総合技術監理部門（建設－建設環境））

5 再委託

(1) 受託者は、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分に係る業務を再委託することはできない。

(2) 前項に規定する業務以外の業務を再委託する場合は、あらかじめ市に業務再委託申出書を提出し承諾を受けなければならない。

6 工程の管理

受託者は、本業務の着手に先立ち業務工程表を作成し、本業務の円滑な推進を図ること。

7 点検等

(1) 成果品の作成を完了したときは、受託者は市の点検・確認を受けるものとする。

(2) 受託者は、点検に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。なお、修補の期限及び修補完了点検については、市の指示に従うこと。

8 資料の保存

受託者は、市から指示がない限り本業務完了後資料を保存する。

9 資料の貸与及び返却

(1) 市は本業務に必要な電子データ及びその他関係資料（以下「電子データ等」という。）を受託者に貸与するものとする。

(2) 受託者は、電子データ等の貸与を受ける際は借用届を提出し、貸与された電子データ等の必要がなくなった際は直ちに市に返却するものとする。

(3) 受託者は、貸与された電子データ等を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と負担において修復するものとする。

(4) 受託者は、守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、

複製させ、又は譲渡してはならない。

10 その他

- (1) 受託者は、茨木市の条例、規則、関係法令等を遵守し、業務遂行にあたること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、市と連絡調整を行わなければならない。
- (4) 本業務で得られた成果物の一切の著作権は、市に帰属するものとする。
- (5) 業務完了後に調査等の不備が発覚したときは、市と協議のうえ、受託者は原則として、無償で追加調査等を行うこと。
- (6) 業務完了後に受託者の責任に期すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 調査上必要となる関係諸官公署への問い合わせは、市の指示を受けて行うこと。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
- (9) 別添「情報セキュリティに関する特記仕様書」に記載する項目を遵守すること。

II 業務内容

1 対象施設

茨木市立の全小・中学校46校の校舎等（別紙「対象施設一覧」のとおり）

2 協議・打合せ

- (1) 本業務の詳細及び当該範囲について、受託者は適宜市の担当職員と十分に打合せを行うこと。
- (2) 市及び各業務担当者を集めた会議を定期的に行い、情報提供や業務調整を適切に行うこと。会議に必要な紙資料は受託者において参加人数分を作成すること。
- (3) 協議・打合せを行った都度、受託者が記録を作成し市の確認を得ること。
- (4) 施設管理者や関係機関等との打合せ等を行った場合は、受託者はその内容についてすみやかに書面に記録し市に報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に際し他自治体で作成された内容の転用又は引用等を容易に行ってはならない。

3 業務内容

LED照明設備の整備に向け、従来方式、リース方式、ESCO方式など設計・施

工・管理の実施可能な事業方式の比較検討を発注規模、スケジュール、コスト、民間企業参画意向調査（サウンディング調査）等を踏まえ行うため、以下の業務を実施する。

(1) 現況調査

ア 書類調査

市から貸与する既存図面等の資料に基づき、対象施設の設備の稼働状況、エネルギー使用状況、ZEB化の検討資料となる既存照明エネルギー消費量等について整理を行うこと。

イ 現地調査

本業務の趣旨を把握した上で現地調査を行い、照明LED化に向けて現状の課題と問題点を取りまとめること。

ウ 調査にあたっては市と協議の上、調査日程表を作成し事前に市に提出すること。

(2) 検討調査

ア 整備事業の発注方針の検討

事業の発注方針案（事業特性・発注規模・スケジュール・コスト等）を作成すること。

イ 概算事業費の算出

各事業方式を比較する上で必要な想定概算事業費の算出を行うこと。

ウ サウンディング調査

計画検討している事業について、事業者へのサウンディング調査による参画意向や関心確認、地元企業活用の有無の確認等を行い、報告書を作成すること。

エ 事業方式の検討

従来方式（設計・施工・管理の個別契約等）、リース方式、E S C O方式など比較検討を行い、発注規模・スケジュール・コスト・補助金活用・地元企業の活用・事業者サウンディング調査などを踏まえ、最も適した事業方式を選定するため資料を作成すること。

オ 整備事業発注資料案の作成

整備事業発注方式に沿った整備事業受注者選定スケジュール、募集要項、要求水準書、評価基準書、その他整備事業の発注に必要な資料案を作成すること。

4 提出書類

(1) 受託者は、契約後速やかに以下の書類を提出すること。

ア 業務着手届

イ 業務工程表

ウ 実施計画書

エ 管理技術者届（経歴書、資格書の写し添付）

オ 管理技術者を総括担当者とした業務従事者の実施体制届（管理体制表添付）

カ 照査技術者届（資格書の写し添付）
キ 業務再委託承諾申出書（業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとする場合）

ク 緊急連絡先届

ケ 誓約書（茨木市暴力団排除条例関係）

(2) 業務完了時には以下の書類を提出すること。なお、業務完了支払請求は、本業務を完了し、検査に合格した後に行うこと。

ア 業務完了届

イ 成果品目録

(3) その他必要に応じ、市の指示する届出等を提出すること。

5 成果品

本業務委託に係る成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 現況調査報告書 | 3 部 |
| (2) 検討調査報告書 | 3 部 |
| (3) 各種打合せ記録簿 | ファイル綴じ 1 部 |
| (4) その他、本業務において作成した資料 | 3 部 |
| (5) 上記の電子データ | 1 部 |
- （電子データはWord、Excel等、編集や加工が可能なものであること）

6 納入場所

茨木市 教育委員会 教育総務部 施設課

7 貸与品

市は、受託者に以下のものを貸与する。

- (1) 建築図面（建築、電気）（設計図もしくは竣工図の現存するもの）
- (2) 電気使用量
- (3) 学校現況LED化率データ（令和7年1月時点）
- (4) その他、市が必要と認めるもの